

消費生活情報

連帯保証の相談事例

相談内容

①友人がアパートを借りる際に、連帯保証人を引き受けた。最近、友人に未払い家賃があるとのことで、家主から請求を受けた。

(20代・男性)

②亡父が、お世話になつた人の借金の連帯保証人になつていたらしい。本人が未返済のため、貸金業者から相続人である自分宛てに請求があつた。

(40代・男性)

③アパートの賃貸借契約が更新となる。家主が替わり、今回契約書を再作成するが、連帯保証人であつた父は既に亡くなつていて、頼める人もいない。

(50代・男性)

アドバイス

連帯保証は、親族や友人から頼まれることが多いですが、法律上は貸主との保

証契約であり、書面で行わなければ無効です。まずは、契約書面などで借主の連帯保証人となつていないか確認が必要です。連帯保証人となつていない場合、借主が支払わなければ、本人と同等の支払義務を負うことになりません。「借主に請求を」とは言えません。

①の場合は、家主や友人と十分に話し合う必要があるのでしよう。

②の場合も、事実であれば、原則、連帯保証人の相続人はその立場を引き継ぎます。ただし、相続放棄や保証責任の範囲など、法的

▽自身が多重債務を抱えてしまう恐れもあります。

検討が必要です。

府中市では、毎月無料で生活相談を受け付けています。詳しくは、暮らしの情報をご覧ください。

③は、過去に借主に家賃の延滞もなく、家主から家賃保証会社を紹介され、保証料を支払って契約の継続をしました。今後、家賃不払いがあれば、保証会社が家賃を立て替え、借主に請求することになります。

◎連帯保証人になる前に

安易に引き受けず、慎重に判断してください。

▽保証人になると、簡単にやめることはできません。

▽借主が自己破産して免責となつても、保証人の責任は免れません。

▽自身が多重債務を抱えてしまう恐れもあります。

府中市消費生活センター

(☎43-7106)

※市役所南棟にあります。

相談日

毎週月・火・木・金曜日

10時~12時、13時~16時

※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館での消費生活出張相談もあります。詳しくは、府中市消費生活センターへお問い合わせください。

発達障害の人に接するとき

障害の種類や程度、年齢や性格などによってもそれぞれ違うため、一人一人の特徴に応じて配慮し、支援することが重要です。

◎できたことを褒める、できないことを叱らない

注意をする場合は、努力している点やうまくいっている点を褒めた上で、どうすればもっとよくなるかを具体的に伝えましょう。

◎視覚的な情報を提示して説明する

その人が理解している言葉を使い、写真や絵などを添えて説明すると、理解しやすくなります。

◎説明や指示は短い文で、順を追って、具体的に

言葉で説明するときは、短い文で一つずつ順を追って、具体的に説明することなどに配慮しましょう。

◎人混みや大きな音などの刺激を避け、安心できる環境を整える

不快感を大きくしないよう、安心できる環境を整えましょう。

◎発達障害の子ども・人を温かく見守る

少しの時間待つことで、無理に叱るよりも早く混乱から抜け出せることもあります。周囲の人にこうした知識があるだけで、本人も家族も楽になれます。

4月2日~8日は発達障害啓発週間

発達障害のこと 考えてみましょう

一人で悩まずに相談しましょう

▷子育て・子どもの発達の相談

女性子ども課 (☎43-7217)

▷福祉制度の利用や手続きの相談

地域福祉課 (☎43-7148)

▷精神保健福祉に関する相談

健康医療課元気づくり係 (リ・フレ内・☎47-1310)

世界自閉症啓発デーの特集コーナーを設置しています

とき 4月9日(月)まで

ところ・問い合わせ先 府中市立図書館本館 (☎43-4343)